

令和3年9月1日

関係者のみなさまへ

三原市長
(契約課)

災害復旧工事成績評定等の工事検査担当の変更について（通知）

平成30年7月豪雨の災害復旧工事が、施工完了する前に令和3年7・8月の豪雨による災害が発生するなど甚大な被害が生じています。

については、今後集中的に発注する災害復旧工事の円滑な工事執行及び速やかな供用を図るため、災害復旧工事の工事検査・工事成績評定等について、**当分の間、平成30年7月豪雨の災害復旧工事と同様の対応を次のとおり実施することをお知らせします。**

- 1 工事検査は、当初受注金額3,500万円未満の工事及び変更契約で受注金額が3,500万円未満となる工事は原則、工事担当課の係長以上の職員が実施（以下「工事担当課の係長以上の職員が工事検査をする工事」という。）し、当初受注金額3,500万円以上の工事を契約課の職員が実施します。（多数の工事検査がある場合等はこの限りでない。）
- 2 工事担当課の係長以上の職員が工事検査をする工事は、工事成績評定を対象外とします。
- 3 中間検査は、工事担当課の係長以上の職員が工事検査をする工事を原則対象外とし、受注金額が1億円以上の工事について中間検査の回数は原則1回とする。（検査員が必要と認めた工事を除く。）また、低入札価格調査制度対象工事について中間検査の回数を原則増やさないものとします。
- 4 期間は、平成31年3月1日以降に公告、指名、見積依頼をする工事から当分の間。

問い合わせ先
契約課工事検査係
電話 0848(67)6076